

RCEP 協定の韓国向けの判定・発給受付開始およびシステム更新（RCEP 韓国対応、RCEP 証明書におけるページ番号記載方法の変更）について（2月1日以降）

2022年1月25日  
日本商工会議所

韓国のRCEP発効に伴い、2022年2月1日より、RCEP協定の韓国向けの判定依頼・発給申請の受付を開始いたします。また、受付開始にあたり、下記のとおりシステム更新を行います。

なお、本システム更新に伴うメンテナンス作業のため、2022年1月31日(月)18:30PM～2月1日(火)8:00AMまでの間はシステムにアクセスすることができません。予めご承知置きますようお願い申し上げます。

記

1. システム更新内容について

(1) RCEP協定における「韓国」選択肢の追加 (2月1日以降のシステム利用時)

原産品判定依頼書画面における「仕向国」欄や「RCEP原産国」欄および発給申請書入力画面における「仕向国」欄において、「韓国」の選択肢を追加します。

(2) 一部の原産品判定依頼データにおける仕向国の変更 (1月31日までに作成されたデータのみ)

HSコード(6桁)が「韓国の国別譲許の対象産品(※)」と一致する原産品判定依頼データについては、(発給申請時に選択可能な) 仕向国から韓国を除外します。

本件は、2022年2月1日からシステムに反映されます。特にシステム画面をコピーして保存している場合や、同意通知先に証明資料提出同意通知書を提出している場合、記載が変更となる可能性がありますのでご注意ください。

(イメージ) 2月1日以降、仕向国から韓国が除外される産品の判定依頼画面

■仕向国

※仕向国は、RCEP協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出産品(HSコード)に  
いる可能性のある国を選択することができます。当該輸出産品(HSコード)について第2.  
いない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。  
※なお、RCEP協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、

仕向国	その他(韓国を除くすべての発効済の締約国で使用可能)
-----	----------------------------

(※) 韓国の国別譲許の対象産品(HSコード(6桁))

030475、030483、030487、030489、030491、030499、030551、030559、030719、030759、030779、  
030799、040410、040610、040690、050790、071029、071232、071290、080550、081190、081340、

090230、090240、120600、121221、200190、200310、200551、200559、200591、200799、200811、200819、200899、200929、210320、230690、230990、281520、290949、330499、382490、391990、392099、392690、441194、441294、441299、690710、690890、691010、691490、700719、700721、700800、840490、840681、840690、840890、840991、840999、841182、841199、841381、841459、841480、845420、845430、846729、847710、847780、847950、847989、847990、848340、853710、870290、870390、900120

(参照元) 附属書 1 付録 (韓国)

<https://www.mofa.go.jp/files/100129170.pdf>

(3) RCEP における第一種特定原産地証明書の書式変更 **(2月1日以降の発給)**

RCEP における第一種特定原産地証明書について、以下 2 点の書式変更を行います。

① Over leaf notes にページ番号を印字

(例) 証明書が 1 ページの場合、Over leaf notes の最下部中央に「Page 2 of 2」と印字

13. CERTIFIED TRUE COPY: Where a certified true copy of the original Certificate of Origin is issued in accordance with paragraph 9 of Article 3.17 of Chapter 3 of the Agreement, the words "CERTIFIED TRUE COPY" and the date of issuance of the certified true copy should be indicated in Box 14.
14. FOR OFFICIAL USE: The customs authority of the importing Party may indicate (✓) in the relevant box in Box 5 in accordance with their domestic laws and regulations.
15. REMARKS: Box 14 should only be filled out when necessary and contain information including as specified in Paragraphs 10, 11, and 13 of the Overleaf Notes.
Page 2 of 2

② ページ番号の母数に Over leaf notes を含める

(例) 証明書が 1 ページの場合、母数にオーバーリーフノート含め「Page 1 of 2」と印字

17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin	<input checked="" type="checkbox"/> Third party invoicing	<input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY
Page 1 of 2		JCCI Internal Use Only:003038304-A0002150

※本件は、2月1日以降、[日タイ EPA の証明書において Over leaf notes にページ番号を印字するよう書式変更を行う](#)ことから、Over leaf notes を含めて PDF 発給する RCEP についても同様の書式となるよう変更を行うもの。

2. システム更新日

2022年2月1日(火)

3. システムメンテナンス期間

2022年1月31日(月)18:30PM~2月1日(火)8:00AM

※システムにログインできませんので、ご承知置きください。

以上